

第3章 水道事業の現状評価・課題

3-1 安全な水の供給は保証されているか(安全)

(1) 水道システムの概要

本市は、上水道事業(廿日市地域、大野地域)と6つの簡易水道事業(東部、南部、津田、浅原、吉和、宮島)により水道を供給しています。このうち佐伯地域の簡易水道事業(東部、南部、津田、浅原)は、平成28年度に認可を取得し、上水道事業へ統合する計画です。これらの位置図は、以下のとおりです。

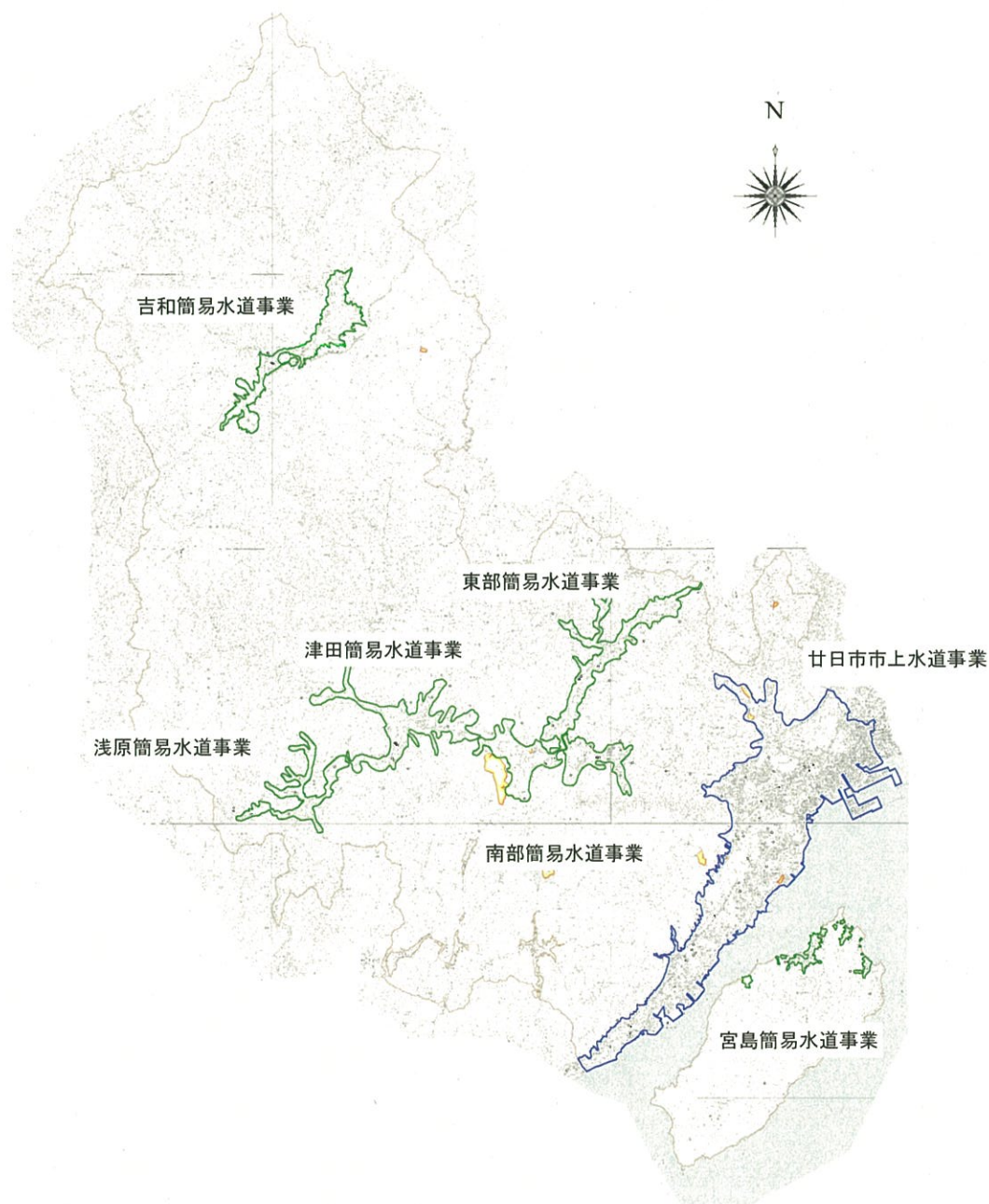


図2 本市の水道事業の概要

各事業における主要な施設の配置、配水フロー及び諸元は、以下のとおりです。

ア 上水道事業

廿日市地域及び大野地域を給水区域とする上水道事業の施設概要は、図 3 のフロー図に示すとおりです。表 1 及び表 2「水源及び受水場の施設諸元」に示すように、自己水源と県用水受水となっております。自己水源により取水した原水は、浄水処理過程を経て各配水池へ送水しています。県用水受水については、各受水点にて受水して各配水池へ送水しています。取水点位置、受水点位置及び配水池位置などは、図 4 に示します。

上水道事業 廿日市地域・大野地域

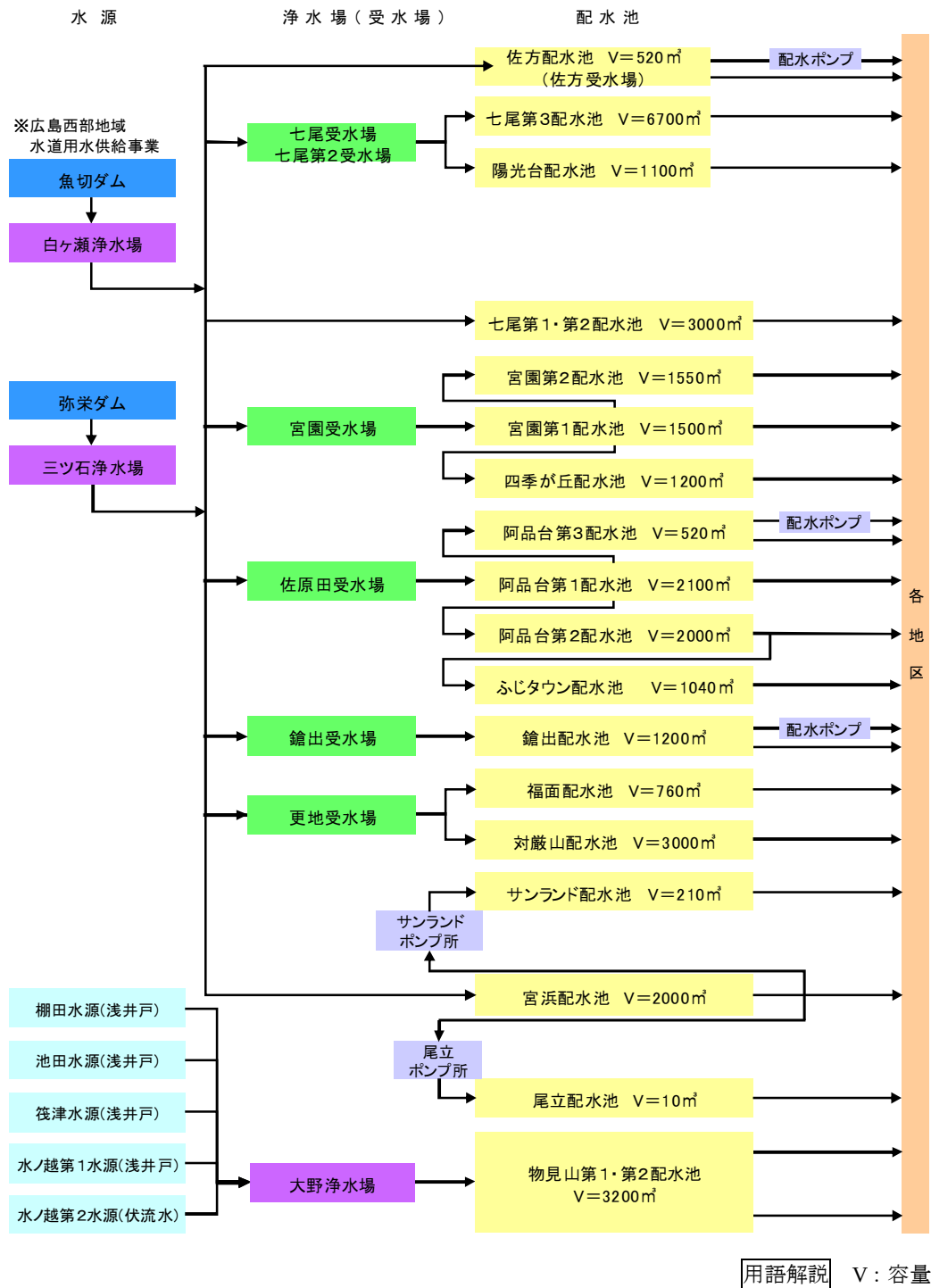
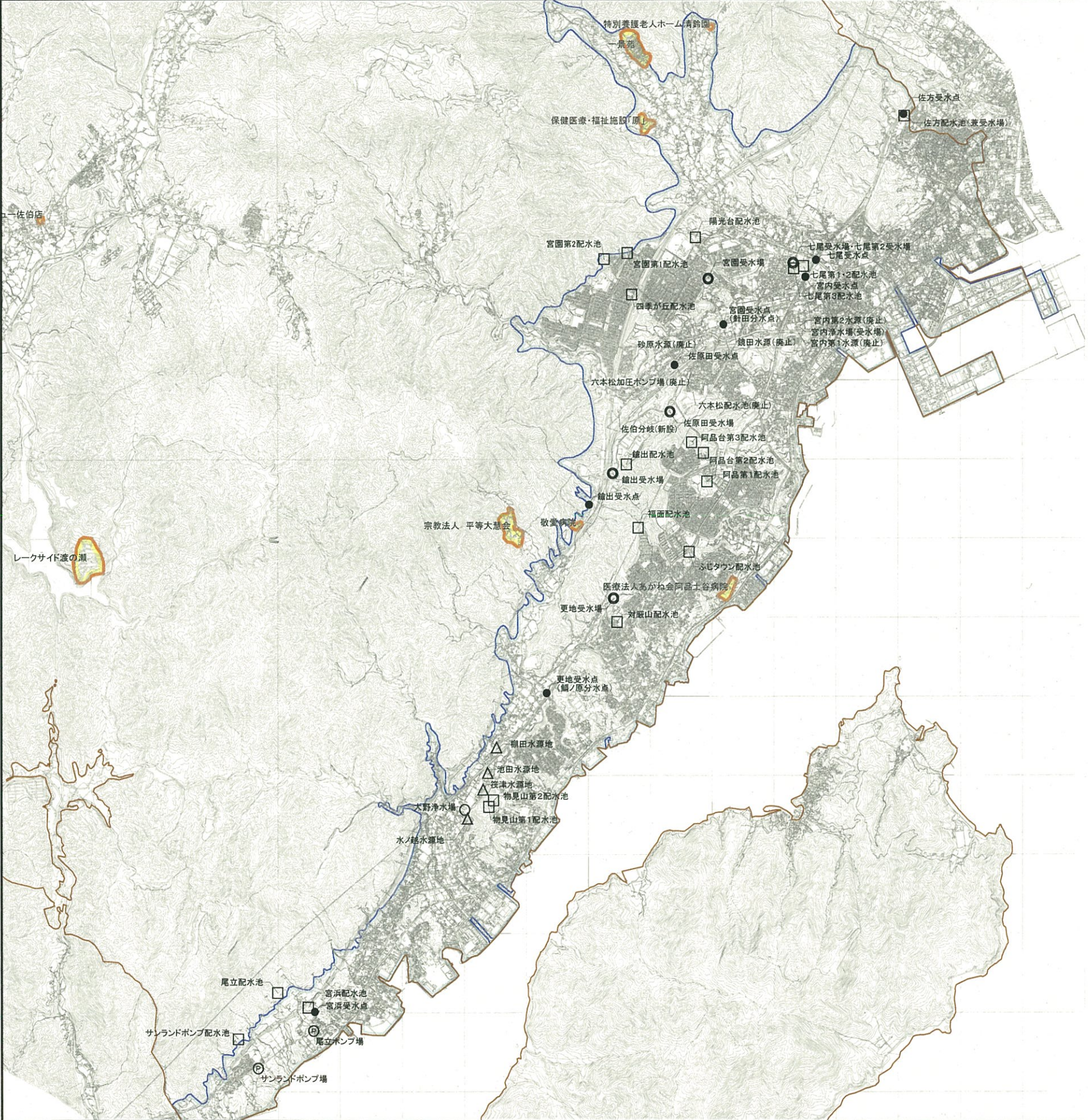


図 3 配水フロー（上水道 廿日市地域及び大野地域）

上水道事業



凡例	
	行政区域
	上水道給水区域
	簡易水道区域
	専用水道
	水源
	浄水場
	受水地点
	受水場
	配水池
	ポンプ所
	減圧井

図 4 給水区域と主要施設（上水道 甘日市地域及び大野地域）